

佐世保工業高等専門学校公募・企画競争における事業者選定委員会設置要項

令和2年11月6日

校長 裁定

(趣旨)

第1条 佐世保工業高等専門学校が実施する公募・企画競争に関して、受託事業者を透明性、公正性及び競争性を確保して選定するため、佐世保工業高等専門学校事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置するものとする。

(審議事項)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 受託事業者を選定するための方法及び基準の決定
- 二 提案書等の審査並びに受託事業者の選定
- 三 その他受託事業者選定のために必要な事項

(委員の構成)

第3条 選定委員会の委員は、次の各号に掲げる者で構成する。

- 一 直接委託業務に関係する者
- 二 総務課長、課長補佐（財務担当）又は契約担当係長
- 三 直接委託業務に関係ない者のうちから校長が必要と認めた者（他の高等専門学校等の職員を含む。）

(委員の委嘱)

第4条 委員会の委員は、校長が委嘱する。この場合において、前条第三号の委員として他の高等専門学校等の職員を委嘱する場合には、あらかじめ当該職員の所属する高等専門学校等の長の同意を得なければならない。

- 2 校長は、委員の委嘱に当たっては、委嘱状（別紙様式1）により委員の事務の範囲を明らかにして行うものとする。
- 3 校長に事故があるときは、契約担当役が、その職務を代行する。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(会議)

第6条 選定委員会は、委員の3分の2以上の出席によって成立する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、選定委員会に委員以外の者又は関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、他の委員の意見に影響を受けることなく独自性を保持し、公正かつ公平に

審査を行わなければならない。

(守秘義務)

第8条 委員及び選定委員会に出席した者は、選定の過程において知り得る情報を他に漏らしてはならない。ただし、独立行政法人国立高等専門学校機構が公表した情報については、この限りでない。

(事務)

第9条 選定委員会に関する事務は、総務課契約係において処理する。

附 則

この要項は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年11月1日から施行する。